

広島県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年三月一日までの間、縦覧に供する。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道上蒲刈島循環線	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷一三二番一地从先から 呉市蒲刈町宮盛字鬼谷一三二番一地从先まで 呉市蒲刈町宮盛字鬼谷一二八〇番一地从先から 呉市蒲刈町宮盛字鬼谷一二八〇番一地从先まで	平成三〇年二月十五日